一　使用する地方防衛局長の名称
　沖縄防衛局長
二　使用する土地の所在
　沖縄県うるま市字西原ブリク原（七五〇番一、七五〇番三、七五九番一及び七五九番三）
三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所
　沖縄県うるま市みどり町一丁目一番一号　うるま市役所

**○防衛省告示第三十二号**

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定により、令和八年一月二十八日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

令和八年二月四日

防衛大臣　小泉進次郎

一　使用する地方防衛局長の名称
　沖縄防衛局長
二　使用する土地の所在
　沖縄県中頭郡読谷村字楚辺字東（六四番）、字楚辺字西（二四八番及び二七六番）、字楚辺西前原（五一六番）、字楚辺東前原（五九八番）、字楚辺後原（一二三八番）及び字大湾糸蒲原（八一四番）
三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所
　沖縄県中頭郡読谷村字喜名二二〇七番地一　喜名公民館

**○防衛省告示第三十三号**

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定により、令和八年一月二十八日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

令和八年二月四日

防衛大臣　小泉進次郎

一　使用する地方防衛局長の名称
　沖縄防衛局長
二　使用する土地の所在
　沖縄県宜野湾市字安仁屋前原（五七五番、五七六番、五七七番及び六一四番）、字喜友名下原（一三五二番一）及び字新城下原（六六八番）
三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所
　沖縄県宜野湾市伊佐四丁目一番一一号　伊佐区公民館
　沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場四二六番地二　北中城村役場

**○防衛省告示第三十四号**

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定により、令和八年一月二十八日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

令和八年二月四日

防衛大臣　小泉進次郎

一　使用する地方防衛局長の名称
　沖縄防衛局長
二　使用する土地の所在
　沖縄県浦添市字城間城間原（四七九番三）及び字仲西外間門原（三六〇番四及び三七三番一）
三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所
　沖縄県浦添市安波茶一丁目一番一号　浦添市役所

**○防衛省告示第三十五号**

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定により、令和八年一月二十八日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

令和八年二月四日

防衛大臣　小泉進次郎

一　使用する地方防衛局長の名称
　沖縄防衛局長
二　使用する土地の所在
　沖縄県うるま市字山里新川原（三一五番三）
三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所
　沖縄県沖縄市仲宗根町三五番地一四号　一般社団法人　沖縄市軍用地等地主会

**○防衛省告示第三十六号**

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定により、令和八年一月二十八日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

令和八年二月四日

防衛大臣　小泉進次郎

一　使用する地方防衛局長の名称
　沖縄防衛局長
二　使用する土地の所在
　沖縄県浦添市字城間城間原（四七三番一）、字城間東空寿（一八三四番三）及び字仲西外間門原（三七一番）
三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所
　沖縄県浦添市安波茶一丁目一番一号　浦添市役所

**○東北地方整備局告示第十七号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月四日

東北地方整備局長　西村　拓

一　施行者の名称　福島県
二　都市計画事業の種類及び名称　二本松本宮都市計画道路事業三・五・一号吹上荒町線
三　事業施行期間　自令和八年二月四日至令和十八年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　福島県本宮市本宮字中條及び字上町
　使用の部分　なし

**○東北地方整備局告示第十八号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月四日

東北地方整備局長　西村　拓

一　施行者の名称　福島県
二　都市計画事業の種類及び名称　会津都市計画道路事業三・四・一二六号日新町徳久線
三　事業施行期間　自令和八年二月四日至令和十五年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　福島県会津若松市本町、新横町、湯川町
　使用の部分　なし

**○四国地方整備局告示第三号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月四日

四国地方整備局長　豊口　佳之

一　施行者の名称　愛媛県
二　都市計画事業の種類及び名称　四国中央都市計画道路事業三・五・六号駅前平木線
三　事業施行期間　自令和八年二月四日至令和十四年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　愛媛県四国中央市妻鳥町地内
　使用の部分　なし